

令和5年度 学校図書館司書教諭講習 実施要項

学校法人 金沢学院大学

1 目的

この講習は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる司書教諭を養成するため、文部科学大臣の委託を受けて実施する講習で、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に従って行われるものです。

2 実施者

学校法人 金沢学院大学

3 受講資格

次の各号のいずれかに該当する者

- （1）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状を有する者。
- （2）大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者。

4 講習科目、単位数、担当講師、講習日程及び講習会場

※ 時間は 9時10分 ～ 16時20分（90分×4コマ） となります。

講習科目	時間数 (単位数)	担当講師	講習日	会場
学校図書館メディア の構成	30時間 (2単位)	中川 恵理子 (金沢学院大学基礎教育機構 講師)	8月24日(木) 8月25日(金) 8月28日(月) 8月29日(火)	金沢学院大学

〔交通案内〕

「金沢駅」から3番または6番バス乗車場の「金沢学院大学」行または「東部車庫」行のバスに乗車（約40分）

※「東部車庫」行で下車の場合、バス停から徒歩10分ほどかかります。

※できる限り公共交通機関をご利用ください。

※お車でお越しの方は、案内に従い、指定の駐車場にお停め下さい。ただし、駐車スペースには限りがございますので、予めご了承下さい。

5 受講者定員

70名

6 申込み及び問い合わせ先

〒920-1392 金沢市末町10

金沢学院大学教職センター 学校図書館司書教諭講習係

(Mail) shisyokyo@kanazawa-gu.ac.jp

※郵送の際は、封筒の表面に「学校図書館司書教諭講習申込書在中」と朱書きして送付願います。

7 申込受付期間

令和5年6月1日(木)～6月16日(金)【消印有効】

8 申込み方法

(1) 提出書類等

「受講資格(1)」の該当者(教員免許状所有者)は、次の①、②、③、④を提出

「受講資格(2)」の該当者(大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者)は、次の①、②、④、⑤を提出

※書類参加の場合は、①、②、③、④を提出。②については、修了証書送付用のみ提出。

① 令和5年度 学校図書館司書教諭講習申込書(別紙様式)

② 返信用封筒2種類(今年度修了予定者は3種類)いずれも郵便番号、住所、氏名を明記

・長形3号封筒(12.0cm×23.5cm)84円分の切手を貼付

・角形2号封筒(24.0cm×33.2cm)140円分の切手を貼付

・(修了予定者のみ)角形2号封筒((24.0cm×33.2cm)460円分の切手を貼付

※修了証書を簡易書留で郵送いたします。(レターパック可)

③ 教育職員免許状授与証明書(授与権者(教育委員会)の発行したもの。原本を提出のこと。)

※現に教諭の職にある者(講師含む)にあつては、所有する教諭の免許状を複写し、その余白または裏面に所属する学校長の「原本と相違ない旨の証明」を付したもので替えることができます。

※複数の免許状を有している場合は、1種類1通で結構です。

※改姓等の理由で現有する教員免許状記載事項に事実と相違点がある者は、「旧姓が確認できる証明書(戸籍抄本等、本人確認が可能な書類)」を1通提出してください。

- ④ 学校図書館司書教諭講習単位修得証明書（今年度修了者のみ。原本を提出のこと）
※学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める司書教諭に必要な科目（5科目10単位）の一部の単位をすでに大学等で修得し、今回の講習で不足の単位すべてを修得しようとする者は、既修得単位の単位修得証明書を1部提出してください。
- ⑤ 単位修得証明書（大学に2年以上在学する学生で、62単位以上を修得した旨の証明書）
※提出していただいた書類は、本講習以外の目的には使用しません。

（2）申込上の留意点

- ① 学校図書館司書教諭の資格を取得するためには、教員免許状を有する事及び申込書に記載の5科目10単位の修得が必要です。本講習は、1科目2単位のみ開講しますので、本講習の単位修得だけでは修了証書を受け取ることはできません。
- ② 大学在学中に司書教諭講習を受講し、必要な全科目の単位を修得した場合であっても、修了証書の効力は、教諭の免許状を取得した時点から生じることになるので留意してください。

9 受講者の決定

- （1）受講希望者が定員を超える場合は、次の順位及び申込み順で受講者を決定します。
 - ① すでに大学等で資格取得のための単位の一部を修得し、今年度の講習を受講することにより、修了証書が授与される見込みの者。
 - ② その他の者
- （2）受講許可通知は7月中旬に発送する予定ですが、7月下旬になっても届かない場合はお問い合わせください。

10 単位の認定

- （1）科目ごとに「出席時間数（8割以上の出席を要する）」及び「試験又はレポート」等により合否を総合的に判定し、合格者には単位修得証明書を授与します。
- （2）この講習を修了し、所定の単位（5科目10単位）を修得した者に対しては、修了証書を授与します。（単位修得証明書は令和5年10月頃に、修了証書は令和6年1月頃に送付する予定です。）

11 受講料及び教材等

受講料は無料です。ただし、教材その他の費用等は各自の負担とします。